

9 大学全体の学生生活への配慮

9 学生生活への配慮

(1) 学生への経済的支援をはかるための措置

学生に対する経済的な支援は、それを必要とする学生の要請に対応するものでなければならない。

本学では、奨学金制度の拡充をはかるとともに、学生厚生資金による短期貸付制度を実施している。また、アルバイト紹介のほか、学生が安心して充実した学生生活を過ごせるよう、学生相互扶助制度である学生健保共済会をとおして健康増進事業および保険共済事業を実施している。

ア 現状の説明

a 奨学金制度

奨学金については日本育英会奨学金への対応活動を中心とするが、本学ではこれを補完するものとして、学習意欲が旺盛だが経済的理由により修学が困難な学生に対し、学業を継続させることを目的とした近畿大学独自の奨学金制度を設けている。奨学金には給付型または貸与型の2種類がある。平成10年度において、奨学金を希望する学生の約85%が奨学金の受給生となっており、受給率の高さは全国のトップレベルにある。

I 日本育英会奨学金

日本育英会の趣旨に基づき、出願者にはできるだけ詳細なヒヤリングを行い、家計、学業成績を数値化して審議し、決定した学生を日本育英会に推薦している。

II 近畿大学奨学金、近畿大学応急奨学金、近畿大学災害特別奨学金

一般学生に対する学内の奨学金制度として上の3種類がある。近畿大学奨学金は、学業成績が優秀で家計が厳しい学生に対して給付する奨学金と、健康にして勉学意欲を持ちながら経済的な理由で修学が困難な学生に対して貸与する奨学金の2種類からなる。

また、家計が急変した学生に対して貸与する近畿大学応急奨学金、災害に遭い家計が困窮している学生を支援する近畿大学災害特別奨学金を設けている。

III 近畿大学外国人留学生奨学金

私費留学生で経済的理由で学業の継続が著しく困難である学生に対して給付する外国人留学生奨学金（1号－新入生に適用，2号－在學生に適用）を設けている。なお留学生に対してはこのほか、外国人留学生授業料減免制度がある。

IV 学外諸団体奨学金

地方公共団体および民間育英団体の奨学金は個人で直接出願する方式をとっているが、一部の団体は本学を通じて募集している。

表 近畿大学奨学金の種類と交付額

名 称	応 募	形式	価 額 (年間)	期 間	再出願	返還
近 畿 大 学 奨 学 金 : 定 期	20 名	給付	24 万円	単年度限	可	無
近 畿 大 学 奨 学 金 : 定 期	500 名	貸与	一 部 60 万円 二 部 30 万円	単年度限 単年度限	可 可	有 有
近 畿 大 学 応 急 奨 学 金	100 名	貸与	10 万円 ～ 60 万円	単年度限	可	有
近 畿 大 学 災 害 特 別 奨 学 金	50 名	貸与	30 万円	単年度限	可	有
近 畿 大 学 外 国 人 留 学 生 奨 学 金 (1 号 : 新 入 生)	18 名	給付	20 万円 ～ 25 万円	単年度限	不可	無
近 畿 大 学 外 国 人 留 学 生 奨 学 金 (2 号 : 在 学 生)	12 名	給付	80 万円	単年度限	可	無

学 部

学 部		平成8年度				平成9年度				平成10年度			
		日本育英会		近畿大学 奨学金	採用数 /申込数	日本育英会		近畿大学 奨学金	採用数 /申込数	日本育英会		近畿大学 奨学金	採用数 /申込数
		第一種	第二種			第一種	第二種			第一種	第二種		
法学部	一 部	24	19	29	72/ 88	26	25	30	81/ 99	31	20	25	76/ 93
	二 部	6	4	4	14/ 17	2	8	3	13/ 16	9	8	2	19/ 22
商経学部	一 部	68	51	78	197/ 230	81	62	91	234/ 266	101	72	103	276/ 319
	二 部	10	13	4	27/ 30	11	7	9	27/ 34	18	16	9	43/ 51
理工学部	一 部	79	60	86	225/ 287	91	54	97	242/ 281	84	59	85	228/ 255
	二 部	7	4	2	13/ 18	3	4	3	10/ 12	4	6	3	13/ 14
薬 学 部		12	11	11	34/ 43	20	11	9	40/ 48	14	11	11	36/ 39
文 芸 学 部		16	12	30	58/ 69	20	11	18	49/ 63	19	14	17	50/ 65
農 学 部		40	36	38	114/ 155	43	22	39	104/ 138	41	23	32	96/ 115
医 学 部		7	2	12	21/ 21	3	7	12	22/ 25	1	5	7	13/ 15
生 物 理 工 学 部		16	16	16	48/ 64	52	33	17	102/ 115	26	17	22	65/ 72
工 学 部		39	54	36	129/ 156	37	39	35	111/ 132	50	37	37	124/ 145
九 州 工 学 部		30	32	24	86/ 116	24	35	25	84/ 106	42	34	25	101/ 117
合 計		354	314	370	1038/1294	413	318	388	1119/1335	440	322	378	1140/1322

大学院研究科

大学院		平成8年度				平成9年度				平成10年度			
		日本育英会		近畿大学 奨学金	採用数 /申込数	日本育英会		近畿大学 奨学金	採用数 /申込数	日本育英会		近畿大学 奨学金	採用数 /申込数
		第一種	第二種			第一種	第二種			第一種	第二種		
法 学 研 究 科		2	0	2	4/ 4	5	1	1	7/ 7	3	0	2	5/ 6
商 学 研 究 科		3	0	4	7/ 7	2	1	4	7/ 7	3	1	2	6/ 6
経 済 学 研 究 科		3	0	5	8/ 10	7	0	2	9/ 9	4	0	1	5/ 6
化 学 研 究 科		3	0	0	3/ 3	6	0	4	10/ 10	7	1	3	11/ 11
工 学 研 究 科		30	6	21	57/ 67	29	7	17	53/ 59	20	6	25	51/ 55
薬 学 研 究 科		2	2	4	8/ 9	2	0	6	8/ 8	3	0	4	7/ 11
文 芸 学 研 究 科		5	0	3	8/ 12	7	4	3	14/ 18	11	1	5	17/ 19
農 学 研 究 科		11	2	3	16/ 19	15	1	5	21/ 21	18	5	9	32/ 32
医 学 研 究 科		1	0	0	1/ 1	0	0	0	0/ 0	1	0	0	1/ 1
生 物 理 工 学 研 究 科						8	1	0	9/ 10	3	1	1	5/ 6
工 業 技 術 研 究 科		10	1	3	14/ 16	8	6	5	19/ 19	7	0	3	10/ 12
産 業 技 術 研 究 科		1	1	6	8/ 11	4	1	3	8/ 10	6	1	5	12/ 14
合 計		71	12	51	134/159	93	22	50	165/178	86	16	60	162/178

地方公共・民間育英団体 （給付）

団 体 名	平成8年度		平成9年度		平成10年度	
	採用数/申込数		採用数/申込数		採用数/申込数	
佐 藤 奨 学 会	1/ 1		1/ 1		1/ 1	
叡 哲 奨 学 会			1/ 1		2/ 2	
福 嶋 育 英 会	1/ 1		0/ 1		1/ 1	
滝 川 奨 学 財 団					1/ 3	
ダ イ リ キ 育 英 基 金					3/ 3	
ふ く し ん 育 英 会			1/ 1			
富 本 奨 学 会	1/ 1		1/ 1		2/ 2	
大 東 育 英 会	1/ 3		0/ 1		0/ 1	
奥 村 奨 学 会			1/ 1		0/ 1	
昭 和 教 育 振 興 財 団	1/ 1					
タ イ ガ ー 育 英 会			1/ 1		1/ 1	
村 尾 育 英 会	1/ 1					
合 計	12		6/ 8		11/ 15	

地方公共・民間育英団体 （貸与）

団 体 名	平成8年度		平成9年度		平成10年度	
	採用数/申込数		採用数/申込数		採用数/申込数	
山 口 県 奨 学 会	1/ 1		2/ 4		2/ 3	
岡 山 県 奨 学 会	1/ 3		3/ 6		2/ 2	
茨 城 県 教 育 委 員 会	1/ 1				1/ 1	
大 阪 府 育 英 会	34/ 63		36/ 41		11/ 39	

岐 阜 県 教 育 委 員 会		2 / 2	
中 村 積 善 会	2 / 2	2 / 2	2 / 2
宮 崎 県 教 育 委 員 会	0 / 2		
東 大 阪 市 教 育 委 員 会	4 / 4	4 / 4	5 / 5
交 通 遺 児 育 英 会	1 / 1	1 / 1	4 / 4
電 通 育 英 会	0 / 3	0 / 2	
石 川 県 教 育 委 員 会	1 / 1	2 / 2	1 / 2
あ し な が 育 英 会	3 / 3	1 / 1	1 / 2
長 崎 県 育 英 会			1 / 2
八 幡 記 念 育 英 奨 学 会			1 / 1
福 岡 県 奨 学 会			1 / 6
じ ゅ う し ん 育 英 会	2 / 16	4 / 15	2 / 11
愛 媛 県 教 育 委 員 会	1 / 1	1 / 1	
新 南 陽 市 教 育 委 員 会			1 / 1
田 川 市 教 育 委 員 会			1 / 1
新 湊 市 奨 学 基 金			1 / 1
鹿 児 島 県 育 英 財 団	1 / 1	1 / 1	
富 山 市 奨 学 資 金			1 / 1
合 計 22	52 / 102	59 / 82	38 / 84

b 学生厚生資金（短期貸付）

本資金は、急に現金が必要になった学生に対し一時的に貸出し、学生の福利厚生を増進をはかることを目的としている。貸付金の財源は篤志家による寄付金を基金とし、その他の善意の寄付金も本基金に充当している。

c アルバイト

学生に対する経済援助活動の一環としてアルバイトの紹介を行っている。近年私立大学の学費負担の重さを背景に、アルバイトを必要とする学生が多くなっている。アルバイトは本来は学生生活を経済面で充足するための便宜的な手段であるが、かつては学費・生活費不足の充足を目的としたアルバイトが大半をしめたのに対し、最近は使途が多様化し、クラブ活動費、旅行資金、通信費、交際費等の充足を目的とするアルバイトが増加していることもいまひとつの特徴である。

なお主として理系の大学院生に適用されるTA制度は研究教育指導の養成機能の一方で、大学院生の研究生活の安定化に寄与する経済的支援の機能の点でも大きな役割を果たしている。

d 学費の分納・延納

学費は定められた期日までに納入しなければならないが、経済的理由により納入できない場合は、指定する期間内に「分納・延納願い」を申請し、分納または延納の許可を受ける制度を設けている。

e 医療費の給付

近畿大学学園学生健保共済会の保険共済事業として医療費給付制度を実施している。学生が保険医療機関（病院、医院、診療所）で保険証を使用して受診した際に支払った自己負担額に対し、後日決められた申請手続きを経て、その全額を給付する制度である。本共済会では医療費給付だけでなく、入院見舞金、死亡弔慰金、後遺症障害見舞金等の給付を実施している。

イ 点検・評価と問題点

a 奨学金制度

日本育英会奨学金および学外諸団体の奨学金は、ひとたび採用されると特段の学業不振等の

理由がない限り、最短卒業年度まで継続して給付または貸与を受けられる奨学金制度であり、学生生活を安定させる経済援助として果たしてきた役割はきわめて大きい。

推薦の選考においては、家計の困窮度やさまざまな特別な事情を的確に把握し、公平な判断をしなければならない。反面、家庭事情を詳細に聴取する必要があり、また提出資料が膨大になるため、学生側に”プライバシーに立ち入る”印象を与える場合もあり、事実、この種の精神的負担から申請を辞退する学生の事例もある。

学内奨学金は、学生のさまざまな家計事情に対応できるため、勉学意欲がありながら学費の支弁が困難となった学生の学業継続に有効な制度である。貸与奨学金は、選考基準が家計重視のため、学外の奨学金で対応しきれなかった学生に対する救済措置的な機能も果たしているが、貸与額の上限が年間学費の半額程度といった問題点もある。

なお、外国人留学生に対しては、新入生には入学金の相当額、2年生以上には年間80万円をそれぞれ給付する奨学金を設けているが、金額、採用率の高さともに十分とはいえない。

b 学生厚生資金（短期貸付）

不慮の事故や負傷その他の理由により急に現金が必要になったとき、一時的な貸付金（無利子）を貸出する制度であり、貸付額は1人1回につき1,000円以上、30,000円以内である。借入者は貸付日から2カ月以内に一括返済しなければならず、また貸付金が返還されるまで同一人に対し新たな貸付は行わないことを原則としている。本制度は、自己申請で現金を借用できる便利さはあるが、返済時に大きな負担とならないよう指導することも必要である。

c アルバイトの紹介

本学（本部キャンパス）が行うアルバイト関連活動は、求人先の企業から直接依頼を受ける「大学紹介アルバイト」と財団法人内外学生センター大阪学生相談所からの求人をFAXで受けつける「大阪学生相談所紹介アルバイト」の2種類である。学生部厚生課が行う紹介については、求人申込みの際に労働条件や制限職種に関するチェックを行っているため、トラブルはほとんど発生していない。しかし、学生間の「口コミ」によるアルバイトで、賃金の未払い、労働条件等をめぐるトラブルに巻き込まれているケースもごくまれに発生している。また逆に、アルバイトに対する学生側の責任意識が希薄で、無断欠勤に対する苦情が寄せられることもある。

アルバイト紹介活動はキャンパスごとに行われるが、地方都市のキャンパスの中には、九州工学部のように、アルバイト求人件数が少ないことを悩みとする場合もある。

d 学費の分納・延納

学費は毎年、前期（4月25日まで）と後期（10月14日まで）の2回に分けて納入しなければならない。しかし、経済的理由により学費の納入を3回に分割して納入する分納制度と約2か月間の延期が認められる延納制度がある。学生は申請手続きしなければならないが、不注意が原因で申請期間内に手続きをしない学生が少なくない。

e 医療費の給付

学生健保共済会の保険共済事業は、医療費、入院見舞金などの給付活動から成り、学生が病気になったときや事故に当面したときの経済支援活動や助成活動を実施している。新入生は、入学と同時に自動的に会員となり、2年生以上の在学学生は、前期の学費を納入すると同時に会

員資格が自動的に継続される。平成10年度における給付活動は14,778件、給付額は93,849,900円で、うち医療費給付が14,603件（98.8%）、75,722,900円（80.1%）と大半を占めた。医療費給付制度のPRは大学新入時のオリエンテーションの機会を利用して行い、さらにPR用のハンドブックを作成して学生に配布している。

表 学生健保共済会活動に関する主要データー平成10年度

①学生健保共済会会費

年間会費 うち 医療費給付にかかる運営費	一人	4,500円 (2,700円)
----------------------------	----	--------------------

②医療費給付額

給付限度額	一人年間	500,000円
-------	------	----------

③各種給付、見舞金額

入院見舞金の給付	正課中の傷害事故	1日につき 3,000円
	正課外の傷害事故	1日につき 1,500円
死亡弔慰金の給付	正課中の傷害事故	20,000,000円
	正課外の傷害事故	10,000,000円
	その他の傷害事故	100,000円
	疾病	100,000円
後遺障害見舞金 (1級から6級)	正課中の傷害事故	20,000,000～1,000,000円
	正課外の傷害事故	15,000,000～ 500,000円

④平成10年度の給付額実績

医療費給付	14,603 件	75,722,900円
入院見舞金の給付	84 件	1,607,000円
死亡弔慰金の給付	14 件	14,000,000円
その他の給付	77 件	25,200,000円
合 計	14,778 件	93,849,900円

ウ 将来の改善・改革に向けた方策

a 奨学金制度

大学の大衆化と高等教育需要の拡大を背景に多くの学生が大学に入学するようになり、さらに昨今の社会経済情勢が学生の経済生活に不安を与えている。企業の倒産や職場のリストラ等により学費負担者の大幅な収入減がいつ発生するかわからない状況下において、奨学金制度の果たす役割はことに大きい。成績が優秀で経済生活が苦しい学生、勉学意欲は高いが学費の支弁が困難な学生に対し、日本育英会奨学金や本学奨学金への出願をさせ、また、採用枠の拡大を日本育英会に働きかけるとともに、近畿大学奨学金の採用枠と価額の拡充をはかり、経済的な悩みに直面する学生が安心して勉学に勤しむ環境を整備することが必要である。

b 学生厚生資金（短期貸付）

不況を背景に学生アルバイト賃金は、ここ数年横ばい傾向が続いている。アルバイト収入の減少を反映して、学生厚生資金の借入件数は年々増加している。こうした状況に配慮し、本制度における返済方法（分割）の見直しならびに返済期限の延長を検討する必要がある。

c アルバイト

長らく不況が学生の経済生活にも悪影響を及ぼしており、過剰なアルバイトを強いられる学生が増え、学業に影響をきたして留年する学生の例も出ている。経済的に生活が苦しい学生には奨学金の出願を薦め、学業に支障をきたさないよう指導する必要がある。また、学生が独自

で得たアルバイトについても、トラブル防止のため、大阪学生相談所や近隣の大学との情報交換を密にするように努めたい。

前段のように大学院生のTA制度は院生に対する経済的援助の機能をつよく帯びることから、報酬単価の引き上げや持ちコマ制限の緩和など、経済的援助を強化するための方策を関係者にはたらきかけていく必要がある。またTA制度の活用は理系大学院が中心で、文系大学院での導入が遅れているため、研究科間の格差是正も課題のひとつである。

d 学費の分納・延納

学費の分納・延納制度は、経済的に困っている学生に対する重要なサポートシステムである。

e 医療費の給付

医療費に係る給付件数、給付額は毎年伸長しているが、在学生に対する利用者は12%程度である。このため、医療費給付制度の周知徹底をはかりたい。

(2) 生活相談に対する対応の状況

ア 現状の説明

a 学生相談

大学生の大半は青年期後期の年齢層に属し、人生のライフサイクルからいえば子供から大人への移行期にあたる自己形成期を大学で過ごすことになる。この時期は、自分自身が多くの試行錯誤を経験することに加え、最近では社会環境の変化の速度が早いいため、大学生の悩みが多様化・複雑化している。本学では、こうした在学生の不安や悩みを早期に解決し、充実した学生生活を送れるよう、教職員が連携しながら学生の相談に対応する体制を整えている。

学生相談への対応は、教員レベルと事務局レベルのほか、キャンパス別・学部別の対応が混在し複層的である。本学はキャンパスが6か所に分かれているため、5学部が所属する本部キャンパスとそれ以外の5つのキャンパス（単一学部）とでは相談対応のシステムが若干異なる。

I 全学的な対応

本部キャンパスにおいて学生部は、総合相談の窓口として「学生相談室」を開設し、職員が初回面接として相談に応じ、さらに相談内容により、担当所管の職員が同席して具体的な助言を行うことにしている。健康相談や心理的・精神的要因を含む相談については「保健管理室」のカウンセリングルームの利用を薦めている。相談内容別にみると、学業成績や履修相談は各学部の教務部、就職進路相談は就職部、進学進路相談はゼミ担当教員、留学に関する相談は留学生センターがそれぞれ担当しており、各所管が連絡を密にとり、学生の相談を早期解決できるよう配慮している。

学生相談室は、気軽に来室できるよう、学生部事務室の出入り口付近に設置している。相談内容は、対人関係、課外活動上のトラブル、経済的問題、不明団体による入会勧誘など多岐にわたっている。学生相談は平均して月20人程度の利用であり、保護者が直接相談に訪れることもある。

保健管理室では臨床心理士によるカウンセリング（月～土）のほか、本学医学部附属病院医師による健康相談（後段を参照）が行われる。また精神衛生に関する相談でカウンセラーが専門家の対応を必要と判断する場合はただちに本学精神神経科の医師に相談を依頼

する体制を取っている。

本部キャンパス以外の5つのキャンパスはいずれも1学部・1大学院構成の単一学部キャンパスであるため、キャンパス独自のカウンセラー制度を設け、学生相談に対応しているほか、各キャンパスに本部・保健管理室に相当する施設を設けている。また工学部のように学生相談室を持つケースもあるが、これら5つのキャンパスはいずれも本部キャンパスの商経、理工に相当する大規模学部を擁しないため、本部キャンパスに比べると学生相談対応に果たす教員の責任のウエイトが高い。本部キャンパスでも法、薬、文芸の3学部が同様の性格をもっている。保健管理室や医務室を通じて各キャンパスがカウンセリング制度を設け、学生相談に対応している点も特徴的である。

II 学部別の対応

学生相談対応には学部独自の取り組み例が多く見られる。理工学部の全学年を対象としたクラス担任制、薬学部の1～3学年の担任（チューター）制—特に1学年は学生5人に教員1人—、文芸学部の1学年に対する小人数授業での相談対応、農学部のオフィスアワー（全教員が相談に対応）制度、医学部の指導教員制度（学生4～6人に教員1人、1～3学年は基礎系教員、4～6学年は臨床系教員が担当）、生物理工学部の1～2学年に対するアドバイザー制度（学生15～20人に複数教員）、工学部のチューター制度（1学年は10～15人に教員1人、2～4学年は各学科・各学年に教員2名）、九州工学部の保護者懇談会（地元と大阪）などである。

b 下宿の紹介

親元を離れて一人暮らしを始める学生にとっては、下宿生活に対する夢や期待が大きくふくむ一方で、はじめての一人暮らしに対する不安感もつよい。本学では、下宿を提供してくれる「個人オーナー」の物件と、安心して相談できる「不動産仲介業者」の紹介を行う「住居案内」の冊子を作成し、学生に配布している。住居契約について大学は関与しないが、トラブルがあれば、学生部厚生課（本部キャンパスの場合）が相談にあたっている。本部キャンパス以外でも必要に応じ下宿や不動産業者の紹介、「住居案内」の配布、トラブルの相談が行われる。下宿が少ない東広島キャンパスでは地元住民に下宿用住宅の建設を依頼し、成果をあげている。

イ 点検・評価と問題点

a 学生相談

I 全学的な対応

学生部設置の学生相談室は狭く、同時に複数の相談に対応できない。相談室の増室とともに、相談者がリラックスできるような空間とするため、スペースを広げたり、室内設備を改善することが必要である。学生相談室の利用については、学生に配布するガイドブックやポスターなどで在学生に呼びかけているものの、利用者はあまり多くなく、全学生に周知徹底されていない可能性がある。学内広報誌やホームページなどで広くPRしていくことも考慮すべきだろう。

心理・精神的な問題から生じる相談への対応には専門家による対応が必要とされる。このため、保健管理室との連絡を密にとり、カウンセラーや医師への依頼や協力体制を整え、本

学附属病院や学外の専門医療機関との協力体制をいっそう強固に構築することが必要である。

学生部では全職員が相談に応じられるよう、毎年、学生相談に関する研修会に参加している。特に総合相談窓口である学生部は、最初に学生から相談を受ける部署として、内容を的確に把握し、担当部署に連絡・伝達する役目も担っている。そのため学生部職員は、相談員としての心構え、面接技術、心理・精神に関する基礎知識等を学び、全員がカウンセリングマインドをもって、学生の指導、相談に応じるべく努力している。相談受付時間を設定しているものの、状況に応じ、相談時間を延長したり、時間外での相談業務を行うなど、相談者になるべくその日のうちに問題を解決できるよう努めている。

とはいえ、相談に訪れる学生以外にも、悩みを抱えた潜在的な相談者が数多く存在しているものと考えられる。学生相談の基礎資料として、在学生の生活、学業、経済状況を把握する「学生生活実態調査」などを実施し、データを収集・管理していく必要がある。また相談内容は上記のように多様化しているため、保健管理室のカウンセラーでは十分対応できない場合も生じている。

II 学部別の対応

学生相談への対応に学部独自の取組みがなされる場合とそうでない場合があり、格差はかなり大きい。その理由の1つは学生部が存在する本部キャンパスとそれ以外の単一学部キャンパスのちがいである。いま1つは本部キャンパス内でも学部間にかかなり大きな格差が存在し、学部には所属する学生数の多寡が格差の主たる原因である。

薬、理工、文芸の各学部では1学年から少人数の学生相談に対応する担任制が採用される反面、法、商経の各学部では上級学年については演習の担当教員に対応が委ねられるものの、下級学年への対応は不十分である。その原因は、熱心・不熱心の差というより、むしろカリキュラム編成や研究室体制―講座制の特色の有無―における格差、教員1人あたり学生数の格差によるところが大きいと考えられる。とくに教員1人あたり学生数が3桁を超える学部では、学生全員を相手に相談に応じる体制をつくることは学部単独ではかなり困難である。

本部キャンパス以外の学生相談体制は大規模学部がないこともあって概ね充実しており、きめ細かな対応が行われているが、メンタルな相談に対する専門的な対応能力の点で不安を訴えるケースもある。

b 下宿の紹介

学生部で作成している「住居案内」には、「知っておきたい不動産用語」、「住居を訪問する前のチェックポイント」、「住居を訪問したときのチェックポイント」、「契約前のチェックポイント」を掲載し、さらにトラブルが生じないよう訪問から契約までのフローチャートを示して学生の理解を促している。なお、「住居案内」に掲載される”不動産仲介”の物件に関しては、本学学生であることを条件に、契約時に仲介手数料の20%を割引するという特典が与えられる。

”不動産仲介”の物件は、学生が不動産会社に連絡したり訪問することにより希望条件に合った住居を探すシステムを表すが、業者が条件にあった物件を車を使って移動しながら紹介する方法が多いため、入居契約が円滑に進みやすいという長所がある。

c セクシュアル・ハラスメントへの取り組み、交通事故問題

セクシュアル・ハラスメントについては、全学対策委員会を10月に設置する準備がされており、今年度中に「セクシュアル・ハラスメント防止についての指針」が示されることになっている。

文芸学部では平成11年度にセクシュアル・ハラスメント防止のガイドラインを作成する専門委員を設置し、ハラスメント相談窓口設置の検討をはじめた。生物理工学部でもハラスメント専門部会の設置が準備中で、ガイドライン作成への取り組みがはじまる。

交通事故問題については、本部キャンパス以外では公共交通の便が悪く、自動車やバイクによる通学が許可されるケースが多い。件数は少ないものの、地方都市のキャンパスの場合は、死亡・負傷などの交通事故問題が学生生活に関わる検討課題のひとつになっている。

ウ 将来の改善・改革に向けた方策

本学学生が安心して学生生活を送るためには、学生が相談する内容に的確に対応し、かつ気軽に相談できるシステムをつくる必要がある。

本部キャンパスの学生相談室には、現在、相談に対応する専任者はいなく、カウンセリングの専門職員もいない。保健管理室にはカウンセリングの専門職員が配置されているが、将来におけるカウンセリングルームとの統合も視野に入れつつ、学生相談室でもある程度まで心理的な相談に対応できるような体制をつくり、学生相談への対応の充実をはかる必要がある。

前段のように、所管事務部にも学生相談の協力を要請しているが、ここでも担当者が明確化されていない。相談担当者の特定化により担当者のレベル向上をはかることが容易になる。教員側でも学生相談に関する委員会を各学部を設置し、教職員の連携を深めていくことが必要である。

相談内容は、学費、休学、退学、除籍など学籍に関するものが比較的多い。こうした相談に関しては、電話での問い合わせも多いため、どの部署でも的確に回答できるよう、マニュアルを作成しておくことが望ましい。また、新たな相談窓口として、専用の電話回線や情報端末を利用した電子メールなどを使った相談を受け入れ、来室しなくても相談に応じられる対応システムを検討する必要がある。

学生相談に対する学部の取り組みについては上述のように学部間にかなり大きな格差があり、所属学生数の多寡により大きな影響を受けている。学生数の多い学部の学生相談に関しては、学部側の努力を喚起する必要がある一方で、全学的な機構（学生部や保健管理室）との連携・協力体制を強化することによりカウンセラー制度の拡充をはかる必要がある。

(3) 心身の健康保持・増進のための配慮

ア 現状の説明

a 保健管理室・医務室体制、カウンセリング体制

学生の健康管理は、予防、早期発見、早期治療という目的に合わせて実施されねばならない。身体的管理に関しては、キャンパスごとに保健管理室や医務室を設置し、看護婦を常駐させ、学生のけがや病気に対する応急処置を行う体制を整えている。また、精神・心理面の健康管理については、教員レベルの対応（前段参照）に加え、キャンパス別にカウンセラー制度を導入するなどの対応策を講じている。また毎年4月に全学生を対象に健康診断を実施している。

本部キャンパスの保健管理室には5名の看護婦が常駐するほか、本学医学部附属病院の医

師が週4回の健康相談を行っている。また前段にも述べたように、同室では4名の専門のカウンセラーが月曜日から土曜日まで毎日カウンセリングを行っている。学生との面談時刻はカウンセラーと学生が直接話し合って決定する。

本部キャンパス以外のキャンパスにおいても看護婦や保健婦が常駐する保健管理室または医務室を設置し、学生のけがや病気に対応している。東広島キャンパスでは保健管理室、学生相談室（カウンセリング）を常設し、校医制度を採用するなどきめ細かい健康管理体制を敷いている。医学部では医務室で健康相談が行われ、精神的健康相談には学校医や本学の専門医が個別にあたっている。

専門的カウンセラーの配属の有無や相談室が常設か否かのちがいはあるものの、すべてのキャンパスでカウンセリングへの対応が取られている。

表 保健管理室（本部キャンパス）の健康管理・カウンセラー体制

曜日	応 急 処 置	健 康 相 談		カウンスリング
月	9:00 ～ 20:00	内 科	15:00 ～ 18:00	10:00 ～ 18:00
火	9:00 ～ 20:00	内 科 ・ 整 形 外 科	15:00 ～ 18:00	11:00 ～ 18:00
水	9:00 ～ 20:00	休 診		15:50 ～ 17:50
木	9:00 ～ 20:00	内 科	15:00 ～ 18:00	10:00 ～ 18:00
金	9:00 ～ 20:00	内 科 ・ 精 神 神 経 科	15:00 ～ 18:00	14:00 ～ 16:00
土	9:00 ～ 19:00	休 診		10:00 ～ 15:00

表 保健管理室（本部キャンパス）における処置・相談件数

年 度	健 康 相 談	応 急 処 置
平成 10 年度	1,317 名	2,562 名
平成 11 年度	1,175 名	2,060 名

b ウエルネス活動など

学生相互扶助制度である学生健保共済会活動の一環として健康増進事業が行われている。健康増進事業・ウエルネス推進事業では全国に 10 か所の厚生施設と契約し、さらに、ウエルネス担当委員の学生が企画した健康増進イベントとしてスポーツ大会、ハイキング等を実施し、学生の積極的参加を呼びかけている。学生数があまり多くない学部では、生活指導とレクリエーションを兼ねて教員と学生が日帰りのバスツアーにでかけたり（生物理工学部）、学外研修の目的で泊りがけのイベントを行ったり（工学部）する事例もある。

c レクリエーション・スポーツ施設

一般の学生が利用できるレクリエーション施設やスポーツ施設にはキャンパス間の格差が大きい。本部キャンパスでは学生の健康保持や体力づくりを目的としたトレーニングルームが設置されている。奈良キャンパス（農学部）や東広島キャンパス（工学部）は、学生が交流する広い空間や学生がスポーツを楽しめる施設に恵まれる。また農学部は、レクリエーション施設を兼ねた学部独自のセミナーハウスを4か所に保有している。一方、和歌山キャンパスのようにスポーツを楽しめる施設が未整備であったり、東広島キャンパスのように食堂施設の容量不足が目立つようなケースもある。

イ 点検・評価と問題点

a 定期健康診断

毎年定期的な健康診断を実施することは、病気の予防や早期発見のためだけでなく、学生に対し健康の自己管理の認識をもたせることを目的としている。

健康診断として、1年～3年に対しては胸部X線間接撮影と検尿を行い、4年、大学院生に対しては内科検診、視力・色覚検査、身長、体重、胸部X線間接撮影、検尿を行っている。また、体育会系クラブに所属する学生には心電図測定も実施している。

定期健康診断の結果は、学生に通知し、再検査の必要な学生については医療機関で受診させ、その結果を保健管理室に報告させている。また、健康診断受診者には就職活動時の必要書類である「健康診断証明書」を発行している。発行枚数は平成10年度14,218枚、平成11年度12,423枚であった。なお下級学年における健康診断の受診率の低さ、特に検尿の受診率の低さも問題である。

b ウエルネス活動

健保共済会が提供する各種厚生施設については、契約した厚生施設を所定の手続きに従って利用した場合に、一泊あたり3,000円（年間5泊まで）の厚生施設利用補助金を給付している。年間利用者は約1,000名、延べ2,000泊で補助額は約6,000,000円である。学生を対象とした各種イベント活動は基本的には学生の自主的活動にまかされているが、イベント活動のマンネリ化や負担額の多さを指摘する声もある。

ウ 将来の改善・改革に向けた方策

本部キャンパスでは法、商経、理工の3学部の一部の授業が午後9時20分まで行われるが、保健管理室は午後8時で閉室され、応急処置体制が不備となる時間帯が存在する。保健管理室の時間延長の可能性を検討する必要がある。また、ひとり住みの学生の病気や事故に対し緊急に対応することも必要であるが、情報を確保するため、インターネットを活用したり連絡網を整備することが考えられる。

学生の健康に関わる資料は健康指導に活用されなければならない。そのためには保健管理室の事務処理の合理化を進め、データ作成を電算機処理で迅速かつ的確に遂行する必要がある。

定期健康診断の検診率が低い場合、広報活動を徹底させ周知に努める必要がある。また患者と接する機会が多い医学部学生に対しては感染症対策の厳格な実施が求められる。

充実した学生生活のためには、勉強や研究だけでなく、栄養・運動・休養のバランスのとれた健康的な生活を送ることが大切である。学生の心身の健康増進に配慮した学生生活の環境整備を行うことは大学の重要な使命の1つである。本学のレクリエーション・スポーツ施設や学内食堂の整備状況はキャンパスごとに異なるため、必要とされる施設の整備計画の策定に向けて問題の所在・整備の不十分や混雑現象などを的確に把握することが求められる。

また健保共済会の契約厚生施設については契約施設の増加の方向や利便性の改善の必要性について検討を加えることが必要である。

(4) 課外活動の支援・指導

大学生活の中心課題は学問研究をすることにあるが、課外活動を通じた自己の鍛錬や友人・先後

輩との接触により、自分の能力の可能性を追求したり、均整のとれた円満な人格を形成することも大学生活の不可欠な一部分であり、大学教育における課外活動の重要性はきわめて高い。大学は、教室の講義だけでなく、学生の旺盛な研究心や豊かな趣味を育み、心身を鍛えるために積極的な役割を果たさなければならない。

大学の課外活動は、このような人間能力を育成する場として存在意義をもつのであり、一人でも多くの学生が課外活動に関心を持ち、これに参加するように努力することが必要である。

本学の課外活動のクラブ組織は、キャンパスが6つに分かれていることや学生部管轄のクラブ組織と学部管轄のクラブ組織が並立していることなどを背景に、多層的でやや複雑な構成をしている。なお、学生の自治活動も課外活動の一環として位置づけ、報告する。

ア 現状の説明

a 本部キャンパス・学生部所管の課外活動

学生部所管の課外活動は、自治活動、文化活動、体育活動に三分される。

I 自治活動

学生生活を自主的に建設し、学園生活の改善向上や学生の立場から学内外にわたる各種活動を推進するための機関として、一部（昼間）学生を対象とする学生会連合会、各学部自治会、二部（夜間）学生を対象とする二部学友会がある。これら自治会の委員は、学生自身で定めた自治会規約に基づき、委員長、副委員長等が選ばれ、執行委員会を構成している。

II 文化活動

文化会には文化系のクラブとして、一部（昼間）学生を対象とする37団体、二部（夜間）学生を対象とする5団体と独立団体4団体がある。研究、趣味、芸術をテーマとするクラブが主流で、それぞれの分野における高い識見と深い経験を養うことを目的とする。

III 体育活動

体育会には体育系のクラブとして主として一部学生を対象とする47団体、二部学生を対象とする4団体と独立団体1団体がある。学生スポーツは、集団生活の中で自己の能力の鍛錬や開発をめざそうとすることを目的とし、競技成績を競うことが本来の目的ではない。自己鍛錬の場である団体生活を4年間にわたって続ける忍耐を養い、勇気を育てることが大学スポーツ活動の目的である。

b 各学部所管の課外活動

学部所管の課外活動は各学部の学生自治会に所属するケース（商経2団体、理工5団体、薬11団体）や自治会とは並列的であるケースが混在する。本部キャンパスの各学部所管の課外活動は、クラブ数もさほど多くなく（法3団体、商経6団体、理工7団体）、所管学部固有の研究テーマを掲げた研究団体が大半を占めるため、上記の学生部所管の課外活動の補完的役割を果たしている。

本部以外の5つのキャンパスに所属する課外活動は、クラブ数が多い（農23団体、医33団体、生物理工12団体、工43団体、九州工36団体）だけでなく、文化系と体育系それぞれが本部や他のキャンパスと同様のクラブ構成を有し、独立性と自己完結性が高い。また本部キャンパス以外の各学部生のクラブ加入率は医学部約80%、工学部50.2%、農学部47.5%で、

本部キャンパスの22%に比べてかなり高いことが特徴である。

c 課外活動への人的支援

課外活動を行う団体には、本学の「クラブ活動団体の部長等に関する規程」に則して部を代表し、運営上の指導にあたる部長を置くことにより、クラブ活動の民主的な発展を推進し、必要場合は指導したり助言を与えている。体育会や独立団体に属するすべての団体（文化会の一部のクラブを含む）には監督、コーチを置き、技術指導はもちろん、寮生活をはじめとする学生生活全般にわたる指導を行っている。部長は本学の専任教職員の適任者に委嘱し、監督・コーチについては学内外に広く適任者を求め委嘱している。また、部長、監督、コーチは、他の部の部長、監督、コーチを兼任できないと規程されている。

本学では、文武両道を旨とした指導や助言を行っており、特に体育会関係のクラブでは、寮生活などを通じ、規則正しい大学生らしい生活習慣を身につける過程で、部員の自主性や行動力をはぐくむことを念頭に置いた集団生活を実践させ、成果をあげている。体育会以外の団体においても組織運営のなかで自分自身の能力向上に努め、組織が部員同士の人格形成の場になるよう指導や助言を行っている。

なお、クラブ指導者相互の情報交換とスキルアップをはかるため、体育会系クラブ活動の監督・コーチ研修会を開催し、外来講師による研修（メンタル理論、トレーニング理論、スポーツ医学など）や監督、コーチ間のスポーツ指導に関する意見交換などを行っている。また、クラブ指導者から広く意見を求めるため、クラブ部長、監督、コーチ懇親会を開催し、指導者間の親睦を深めるとともに、課外活動の活性化や学生指導・助言の有効性を高めるための機会づくりに意を注いでいる。

d 課外活動への経済的支援

課外活動に対しては活動運営費（年間予算）を支給するが、予算の各団体への配分は学生の自治組織を通じて行い、できるだけ学生の自主性に委ねている。活動運営費は各団体の年間活動費として、合宿や遠征時の旅費交通費・宿泊費、備品購入費、会場費、連盟費などの使途にあてられる。国際大会や全国大会へ出場する団体や個人に対しては活動補助費として旅費や宿泊費等について援助金を支給している。

また、課外活動中の不慮の事故に対しては、本学の健保共済会の保健共済事業による医療費給付が行われ、けが等に対する手厚い給付制度が整備され、経済的負担の軽減の一助となっている。さらにスポーツ学生については本学医学部附属病院による健康診断（心電図検査など）を無料で実施しており、健康診断受診にかかる費用負担の軽減をはかっている。

e 課外活動に対する報奨・奨励策

年度ごとに活動が顕著であった団体に対しては体育賞、文化賞、学友会活動功労賞を授与し、また活躍が顕著であった個人に対しては在学中の活動を総合的に評価し、体育賞、文化賞、学友会活動功労賞を授与している。また、卒業時の表彰以外にも、成績が顕著な団体や個人に対しては奨励金を支給している。

f 学生（部員）間の研修会、役員連絡会、スポーツオリエンテーション等の開催

課外活動団体の活性化や学生による自主運営の意欲向上を促すため、文化会、体育会、二部団体等の単位で“グループリーダースキャンプ”を実施しており、学生がこれを主催している。

必要と判断される場合は、学生の自主運営を尊重しながら、このような機会に大学が指導や助言を行うこともある。

また、学生と学生部との間ですべての学生団体（自治活動を含む）を対象とする”学生団体役員連絡会”を年4回程度開催し、相互の意見交換を行うとともに、クラブ運営等に関する指導や助言を行っている。

スポーツ推薦入試の入学者を対象に”スポーツオリエンテーション”を実施し、学内外の講師による研修の機会を設けている（メンタル・健康管理、栄養学など）。

イ 点検・評価と問題点

a 自治活動

学生自治活動の展開は大学教育上きわめて重要な意義をもつものであり、大学は学生自治活動の健全な発展を支えるため積極的な役割を果たさなければならない。いうまでもなく、学生自治の主体はあくまで自治会の構成員である学生であり、学生一人一人が自覚をもってみずからの自治活動に関心を寄せ、自治の精神をよく理解したうえで、積極的に活動に参加したり協力することが必要である。学生の総意は、通常は定例または臨時の学生大会での討議の機会に表明され、民主的な手続きを経て決定される。

しかしながら学生自治活動の本質にもとる活動を学生が起こした場合は、教育的手段をつくして、その是正をはかることが必要である。日頃から学生が相談しやすい窓口を提供したり、また学生と教職員の信頼関係を強化することにより、たがいの意志疎通や交渉過程の円滑化のための精神的な基盤づくりに努めることも大切な課題である。最近の学生自治活動に対する一般学生の関心が必ずしも高くなく、学生大会への積極的な参加も低調気味であることも大きな課題である。

b 文化活動

課外活動の参加率については学部間・キャンパス間の格差が大きく、医学部、工学部、農学部、九州工学部のような小世帯型のキャンパスほどクラブ活動への参加率が高いのは、学部単位で提供される課外活動が身近であることを反映するものと考えられる。これら小キャンパスでも学生のクラブ加入率は年々漸減する傾向にあり、もともと加入率の低い本部キャンパスでの加入率の減少傾向は深刻さを感じさせる段階にきている。

かつては大学生活の不可欠な一部分であったクラブ活動の低調化は、若者の価値観の変化やコミュニケーション手段の変化現象などと絡んだ現象であると同時に、若者の関心の対象と文化系クラブの構成組織のズレが拡大していることも要因のひとつであると想像される。スポーツ種目に則した体育系クラブとはちがい、文化系のクラブ組織は若者の流行文化の影響を受けやすく、参入退出をある程度柔軟にしないとクラブ組織の時代遅れや硬直化が進み、課外活動の低調現象を招きやすい。

c 体育活動

本学の体育系クラブは、個人であれ団体であれ、全国優勝や西日本優勝レベルのクラブを多数擁し、その華々しい活躍ぶりが全国的に知られる。近年では全国大会における優勝は10団体を超えるレベルで推移し、世界選手権やオリンピックの出場選手を輩出するまでに実力をつ

けてきている。こうした本学の体育活動は、競技成績だけが本来の目的でないとはいえ、活発で元気がいいとされる本学の大学イメージを支える役割を果たしている。これには、素質に恵まれた部員獲得に貢献のあったスポーツ推薦入学試験、部長、監督、コーチの人材に恵まれ、スポーツのスキルアップやメンタル面での強化に成功したこと、臨時の指導者の積極的採用などにみられる本学の支援体制やOBの協力体制など、体育活動を取り巻く環境条件の整備が関与している。しかしながら、東京一極集中現象はスポーツ選手をめざそうとする高校生の進路についても例外でなく、関西や西日本にキャンパスをもつ本学の体育活動の将来はその点で決して楽観できない。

体育系クラブの指導に対する指導体制は文武両道を旨とし概ねうまくいっているが、指導者の配置転換や学外指導者の多忙などの理由により、指導の機会の減少や指導時間の短縮を余儀なくされるなど、現在の指導体制には不安定な要素も見受けられる。

d 課外活動に対する経済的支援

大学からの活動運営費援助は、課外活動に参加する学生の個人的負担の軽減をはかり、また課外活動の振興に大きな役割を果たしている。成績が優秀で、全国大会等への出場や遠征費用がかさむ団体については、活動補助費による援助制度が適用されることもあって、全国大会や国際大会への遠征はスムーズに行われている。

またスポーツ学生に対する無償健康診断の実施は、健康診断の受診費用の軽減に効果をあげている。指導者への出張旅費支給については、合宿引率は年間2回まで、公式戦については回数制限なしとされており、指導・助言を行いやすい体制が取られている。

すべての学生団体に対する活動運営費・活動補助費の配分・支給は有効に行われているが、体育系クラブは原則として戦績に応じて予算配分を見直す制度をとっている。しかしながら、近年の体育系クラブの成績が好調により、戦績に十分応える予算配分ができにくいなどの問題も発生しつつある。

e 課外活動に対する報奨・奨励策

文化賞、体育賞、学友会活動功労賞は、当該年度の成績顕著な団体や卒業対象者の中から在学中の課外活動の成績や功労が顕著な個人に対して、卒業式典において賞状授与と記念品授与を行うもので、大きな荣誉であり、団体や学生に目標や励みを与えるとともに、団体や個人がたがいに切磋琢磨するきっかけを与え、また団体活動の活性化に寄与している。

この種の報奨制度は、戦績や成績相互の評価の困難を伴うなど、その運用にはなお検討の余地を残すものの、このこと自体が多くの団体や個人の成績優秀がもたらした結果であり、本学の課外活動のレベルアップを物語っている。

f 研修会・連絡会等の組織

グループリーダースキャンプは、クラブ役員としての自覚と団体活動に対する考えを再認識する場であり、団体相互の連携強化、相互刺激の喚起、知識吸収を促し、かつクラブ運営に欠かせない人間関係や人格形成を築く場として、ますます重要なものになっている。また講師を招いての研修会は、団体内部の限られた知識にもとづく独善に傾きがちな意識や行動を是正したり新しい刺激を得る機会として貴重なものとなっている。

学生団体役員連絡会は、大学からの連絡や通達を行う場としてのみならず、学生団体の要望

を大学に伝える場ともなっており、役員意識を高める点での存在意義も大きい。

スポーツオリエンテーションは、本学におけるスポーツ推薦制度の意義や目的を改めて新入生に認識させ、あわせて大学生としての自覚や基礎知識の習得を与える場として重要性を増している。グループリーダーシップ、学生団体役員連絡会、スポーツオリエンテーションはいずれも関係学生の間で定着し、重要性を増している。今後は、団体間で理解力や伝達能力にばらつきがある点を是正し、クラブの幹部役員の基礎能力を高め、クラブ活動の運営に関するノウハウの向上に向けた確な指導や助言を与えるためにいっそう努力することが必要である。

ウ 将来の改善・改革に向けた方策

a 課外活動への人的支援

すべての団体の専任教職員による部長制を維持しながら、監督、コーチ間の連携強化や大学とのパイプをいっそう太くするためのシステムづくりや組織づくりを検討することが必要である。特に体育系クラブの戦績面での成果が実を結びつつあるが、文武両道の実現のためには、なお学生指導の点で努力をしなければならず、この点で部の総責任者であり大学とのパイプ役でもある部長と監督・コーチ間の学生指導に関する連携体制の強化をはかることが必要である。また文化系クラブの学術・技術指導体制の導入を検討することも必要であろう。

b 課外活動への経済的支援

現行の安定した予算措置の体制・制度を維持しながら、予算の有効な配分に関するいっそうの改善と、使途の再検討を進める必要がある。また、幹部役員の研修、部員の研修に対する費用援助の充実をはかり、指導・助言を行う環境整備を行うことが必要である。

c 課外活動に対する報奨・奨励策

団体、個人の顕彰や広報方法を見直し、報奨に対する学生の刺激や動機をいっそう高めるための工夫をする必要がある。また報奨の点での不公平感が生じないよう受賞基準の見直し努力を欠かさないようにすることが必要である。

d 研修会・連絡会などの組織

現在実施されている各種研修会の重要性はますます高まっており、今後はそのいっそうの内容充実をはかることが望まれる。これまでの幹部役員の研修会だけでなく、一般部員を対象とする研修会の導入が必要かどうかについても検討を加える必要がある。

スポーツオリエンテーションは現在入学時の一回のみの開催であるが、文武両道の実践の徹底化のためにも、継続的な指導・助言体制を築くことが必要であり、各クラブの指導者だけに任せるのではなく、全学的な問題として指導体制の再構築に取り組むことが急務である。

e 文化系クラブへの加入率の漸減問題

文化系クラブについては学生のクラブ加入率の漸減問題への取り組みが課題であり、加入率の低下現象の解明を急ぐとともに、時代の要請や学生にニーズに則した魅力的なクラブ編成の実現化に努める必要がある。ただ、文化系クラブの低調化現象は、大学の文化会クラブ活動の局面に限った問題でなく、大学生の学生生活全般にみられる近年の新しい現象―人間関係の回避、コミュニケーション手段の変化、経済生活の変化（不況の影響や通信費用の増大など）―

とも深く関わる現象であるため、課外活動の活性化を実現し、積極的な参加奨励を展開するには、教職員が一体となった全学的な取り組みが必要である。